

議案第91号

福岡市危険物の規制等に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による火薬類取締法の一部改正に伴い、火薬類の製造許可の申請等に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

福岡市危険物の規制等に関する手数料条例の一部を改正する条例

福岡市危険物の規制等に関する手数料条例（平成12年福岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例

第1条中「危険物の規制等」を「消防事務における規制」に改める。

第2条中「別表の」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。

第2条に次の各号を加える。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）関係の手数料 別表第1
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）関係の手数料 別表第2
- (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）関係の手数料 別表第3

別表1の項中「昭和23年法律第186号」を「以下この表において「法」という。」に改め、同表2の項から17の項までの規定中「消防法」を「法」に改め、同表18の項を削り、同表備考を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2

事 務	名 称	金 額
石油コンビナート等災害防止法第15条第2項の規定に基づく流出油等防止堤又は消火用屋外給水施設の検査	流出油等防止堤等検査手数料	(1) 流出油等防止堤 53,000円にその延長1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに26,000円を加えた金額
		(2) 消火用屋外給水施設 次に掲げる消火用屋外給水施設の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 消火栓を有し、かつ、貯水槽を有しないもの 38,000円に配管の延長1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円を加えた金額 イ 貯水槽を有し、かつ、消火栓を有しないもの 22,000円に貯水槽1基につき4,500円を加えた金額 ウ 消火栓及び貯水槽を有するもの 46,000円に配管の延長1キロメートル又は1キロメートルに満たない端数を増すごとに8,500円及び貯水槽1基につき4,500円を加えた金額

別表第3

事 務	名 称	金 額
1 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下この表において「施行令」という。）第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法（以下この表において「法」という。）第3条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査	火薬類製造許可申請手数料	220,000円

2 法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査	火薬類販売営業許可申請手数料	(1) 競技用紙雷管のみの販売営業	25,000円
		(2) その他の販売営業	110,000円
3 法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査	火薬庫設置等許可申請手数料		73,000円
4 法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	火薬庫構造等変更許可申請手数料		8,300円
5 施行令第16条第1項第1号の規定に基づく法第15条第1項又は第2項に規定する火薬類の製造施設の完成検査	火薬類製造施設完成検査手数料		41,000円
6 法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査	火薬庫完成検査手数料	(1) 設置又は移転の工事をした火薬庫	41,000円
		(2) 構造又は設備の変更の工事をした火薬庫	23,000円
7 法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査	火薬類譲渡許可申請手数料		1,200円
8 法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査	火薬類譲受け許可申請手数料	(1) 火工品のみの譲受け	2,400円
		(2) その他の譲受け 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下の場合 イ その他の場合	3,500円 6,900円

9 法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査	火薬類輸入許可申請手数料	(1) 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合	12,000円
		(2) その他の場合	25,000円
10 法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査	火薬類消費許可申請手数料		7,900円
11 施行令第16条第1項第1号の規定に基づく法第35条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査	火薬類特定施設等保安検査手数料		41,000円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。